

問合せ先

○改正法の詳細については、法務省のホームページにも掲載しています。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html



○調停・審判を行うための手続、必要書類、費用等

最寄りの家庭裁判所

(各裁判所の所在地及び電話番号は裁判所ウェブサイトをご確認ください)

<https://www.courts.go.jp/index.html>



○第三者を間に入れて話し合いをしたい場合やお仕事等の都合で家庭裁判所の調停手続等を利用する事が難しい場合

法務大臣の認証を受けた民間事業者によるADR（調停）

<https://www.adr.go.jp>



○法律専門家（弁護士）に相談したい場合

日本弁護士連合会

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice.html (法律相談のご案内)



○法的トラブル解決のための一般的な法制度や相談窓口に関する情報提供

日本司法支援センター（法テラス）

<https://www.houterasu.or.jp>

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

(IP電話からは 03-6745-5600)

平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）



○養育費については

養育費等相談支援センター

フリーダイヤル 0120-965-419

(携帯電話等からは 03-3980-4108)

info@youikuhi.or.jp (E-mail)

<https://www.youikuhi-soudan.jp/>

または、最寄りの母子家庭等就業・自立支援センター

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/syuugyou-jiritsu-center>



法務省民事局参事官室

Tel 03-3580-4111

<https://www.moj.go.jp>

